

## 第9章 経営の効率化等について

### 1. 経営指標等に係る数値目標

当院が地域の中核病院として、また急性期病院としての役割を果たして良質な医療を提供するためには、収入確保や経費削減など、経営の効率化が必須となります。このことから、次の項目について令和9年度までの数値目標を設定します。

#### ① 収支改善 (単位：%)

指 標	令和4年度実績	令和9年度目標	備 考
経常収支比率	101.9	101.0	
医業収支比率	83.1	97.0	
修正医業収支比率	80.0	94.0	
資金不足比率	—	—	マイナスの場合は「—」で表記

#### ② 収入確保・医療機能 (単位：人、円、%、日)

指 標	令和4年度実績	令和9年度目標	備 考
1日当たり入院患者数(一般)	192.1	230	
1日当たり外来患者数(一般)	482.7	500	
新入院患者数(一般)	5,253	6,826	
入院診療単価(一般)	59,202	61,000	
外来診療単価(一般)	16,559	18,000	
病床利用率(一般)	70.4	80.0	
平均在院日数(一般)	14.4	14.0	
紹介率	61.9	90.0	※令和5年度より 算定式変更
逆紹介率	82.4	50.0	
救急車応需率	90.1	100	
訪問診療人数	329	400	

#### ③ 経費削減 (単位：%)

指 標	令和4年度実績	令和9年度目標	備 考
材料費対医業収益比率	19.6	21.0	
職員給与費対医業収益比率	65.0	54.0	
委託費対医業収益比率	13.1	12.5	

## 2. 目標達成に向けた取り組み

令和4年度実績は、新型コロナウイルス感染症による診療制限や受診行動の抑制等の影響で患者数が減少し、一部指標で低い結果となりましたが、一方で同感染症対策に係る補助金による収益の補填があったことで、経常収支は黒字となりました。

しかしながら、令和5年度以降、同補助金は縮減・廃止となることから、収益増加と費用減少は必須となります。よって以下の取り組みを実施します。

- 診療報酬改定に対応し、現状と照らし合わせながら、実施可能な医療行為に対して診療報酬を請求
- 上記には医療事務に精通した職員の確保・育成等が必須であるため、プロパー職員の採用や、研修等による教育体制の充実
- 安定した人材確保のため、病院のホームページ、ハローワーク、人材紹介会社、人材派遣会社等の活用や大学医局への働きかけ等の推進
- 救急搬送患者の応需率の向上による新規入院患者数の増加
- 長寿命化，費用の平準化，費用対効果を念頭に置いた、施設や医療機器の修繕及び更新
- 総合入院体制加算3の届出
- ハイケアユニット入院管理料の届出
- 地域の病院との連携により、急性期医療が必要な紹介患者を受け入れ、入院患者には入退院支援やクリニカルパスを活用し、急性期の医療行為を終えた患者については逆紹介を推進することによる、診療単価・病床利用率の向上と在院日数の短縮
- 薬品や診療材料について、価格情報等の収集と価格交渉を実施
- 地域医療連携推進法人による薬品、診療材料の共同購入
- 未収金回収困難事例の弁護士への回収業務委託
- 職員に対する保険診療に関する講習会や病院マネジメントに関する研修会等、職員の資質向上に資する研修の実施
- 経営に携わる幹部が適切な病院運営を行うために必要な研修制度を活用し、受講することによる経営知識の獲得
- 運営会議や幹部会での業績指標・経営状況の共有化による、院内全体の経営意識の向上

### 3. 一般会計負担の考え方

公立病院は地方公営企業として運営されていることから、受益者負担による独立採算制が原則となっております。しかし一方では、地域医療の確保のためには採算を取ることが困難であっても医療を行わなければならないという役割を担っていることから、地方公営企業法において、経費の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、あるいは地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされています。

一般会計等が負担する基準については、総務省の通知「地方公営企業繰入金について」により示されております。本通知に基づき、基準に示された経費について繰入金を受け、地域医療の確保に努めることとなります。

当院においても、繰出基準を基に、市財政担当課と経費毎の積算方法を取り決めた上で、これに沿って要求・交付を受けております。

また、繰出基準に基づかない経費についても、市財政担当課と協議した上で、病院の事業支援・経営支援のために基準外繰入金の交付を受けており、今後も協議の上、引き続き交付を受ける見込みとなっております。

なお、令和5年度における基準外繰入金は以下のとおりとなります。

- 病院建設に係る企業債元金償還に要する経費(追加分)
- ふるさと納税寄附金の受入れに伴う繰出
- 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費
- 弘前大学寄附講座の寄附金に要する経費